

寺谷用水だより

No.30

News from TERADANI YOUSUI



寺谷用水旧取入口址（磐田市寺谷）4月初旬撮影

寺谷用水シンポジウムを開催しました



去る、令和7年1月25日にアミューズ豊田にて寺谷用水シンポジウム「未来につなぐ寺谷用水」を開催しました。



パネルディスカッションの様子

右から県立農林環境専門職大学客員教授（中山氏）、当土地改良区伊藤理事長、磐田市農業委員会長（大箸氏）、静岡県中遠農林事務所長（佐藤氏）、磐田市長（草池氏）*令和7年1月現在

目次

- P2：理事長 あいさつ
インフラメンテナンス大賞優秀賞受賞について など
- P3：令和6年度事業報告・令和7年度事業計画
- P4：令和5年度会計決算・令和7年度会計予算
- P5：賦課金・決済金について
- P6：感謝米について など



【発行】寺谷用水土地改良区

〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
TEL.0538-32-4655
FAX.0538-36-0609
E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
H P https://www.teradani.com



寺谷用水土地改良区の
HPに掲載されている
「マンガでわかる寺谷用水」に
登場するキャラクターです



寺谷用水の顔
たらすう

雨に濡れる紫陽花が美しいこの季節、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私は、昨年の7月より前理事長鈴木望氏の急逝に伴い、その後任として理事長に就任しました伊藤英明でございます。浅学非才な私ではありますが、皆様にご指導ご鞭撻いただき、長い歴史と輝かしい伝統を有する寺谷用水土地改良区の理事長として、その責任と使命を果たしてまいる所存です。

さて、寺谷用水は今から約430年前、加茂に住んでいた代官の平野重定公が徳川家康公の命により、現在の磐田市寺谷地先から海岸付近の浜部まで掘削し完成したものです。当時は、人力による工法でしたので、延長約12kmの水路工事は大変な苦勞であったと推察されます。また、用水は天竜川から直接取水していましたので、大雨になると氾濫や洪水を引き起こし、取水口は度々流失したと記録されています。その度に、農民は取水口の新たな設置や土砂の除去など、過酷な労働作業を明治期まで行ってきたのであります。

今日の実りある豊かな水田風景は、まさにこれらの苦難の歴史の積み重ねの上に成り立っていることを忘れてはならないものです。

さらに特筆すべきことは、通水当初から受益地区73カ村の農民が「井組」という自主的な維持管理を目的とした組織を編成し、用水の引き入れや水の調整を当番制で行ってきたことでもあります。現在、当土地改良区には19の用水組合が活動していますが、その原点は何と江戸幕府開幕前まで遡るのであります。

その「井組」の活動が引き継がれていることに加え、治水（大囲堤の造成）と利水（大堰樋の設置）を実現した革新的な技術が国内外で高く評価され、令和4年に世界かんがい施設遺産に登録されました。そして、今年の1月には国土交通省からインフラメンテナンス大賞（優秀賞）を受賞しました。

このような地域に誇れる輝かしい寺谷用水の成果は、先人の苦勞と努力の足跡であります。ここに、改めて、感謝と敬意を表するとともに、これらの恩恵を受けた私たちは、先人の思いや願いを道しるべに、さらに継承、発展させていくよう決意を新たにしますところとす。

結びに、関係各位におかれましては、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げご挨拶といたします。



理事長 伊藤 英明

インフラメンテナンス大賞優秀賞受賞

令和7年1月27日に東京都中央区霞が関「中央合同庁舎」（国土交通省）において表彰式が行われました。

この賞は、日本国内のインフラを管理する団体の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラ整備の重要性を理解するために行われるものです。

第8回 インフラメンテナンス大賞 表彰式



表彰式の様子



磐田市長
表敬訪問の様子

役員補欠選挙の結果について

令和6年10月2日に執行した選挙の結果、磐田市新開の鶴田春男氏が理事（副理事長）に就任しました。



事務局からのお知らせ

下記のとおり事務長が交代しました。

退任：青木 俊篤（～令和7年3月31日）

新任：神谷 英志（令和7年4月1日～）

令和6年度 事業報告

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷水管理システム地区」

工事の種類	事業内容
水管理システム更新	水管理施設 TM/TC 親局及び子局装置等の更新

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 「天竜川下流寺谷1期地区」

工事の種類	事業内容
電気設備・電動機の更新	仿僧西・前野・尼ヶ崎南電気設備更新及び福田大原電動機整備に係る実施設計

令和7年度 事業計画

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷水管理システム地区」

※R7 年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
水管理システム更新	水管理施設 TM/TC 親局及び子局装置等の更新

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 「天竜川下流寺谷1期地区」

※R9 年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
電気設備・電動機の更新	前野揚水機場電気設備更新及び仿僧西・尼ヶ崎南揚水機場電気設備更新に係る実施設計

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 「船明3期地区」

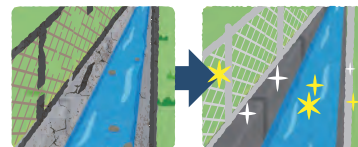
※R10 年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
水管理システム・鋼製階段更新	船明管理所水管理システム及び鋼製階段更新に係る実施設計

国営土地改良事業「天竜川下流二期地区」について

寺谷用水を含む天竜川下流地区の国営造成施設は、昭和42～59年度に整備され事業完了後約40年が経過していることから老朽化が進行しています。また、大規模地震等への災害対策も必要だと考えられたため、事業着工に向けた「全体実施設計」を行っています。寺谷用水を、より良いものにして将来に引き継ぐために必要な事業ですので、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※全体実施設計とは国、静岡県、磐田市等と協力して工事計画に係る詳細な設計を行うものです。



寺谷用水を大切に使いましょう

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。水門や堰板を適切に管理するよう心がけてください。また、ゴミを捨てている人を見たらご連絡ください。

施設を破損させる原因となり、大事故になる恐れがあります。

ゴミ取りの様子



用水路は危険です！

- ・用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ・交通事故などでフェンスをこわしてしまった場合は至急連絡ください。
- ・用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- ・また、見かけた方はご一報ください。
- ・魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。

あぶない!!



ここで、あそびない!

ポンプ停止について（お願い）

パイプライン組合の運営には多額の電力料が必要になります。そこで、組合によっては【雨天】【夜間】【週末】など、一時的にポンプを停止することで電力料の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

※ポンプを停止する時間帯は組合毎に異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認下さい。

水の垂れ流しは「電気と用水の無駄使い」です。給水栓の徹底管理をお願いします。

【令和7年度通水情報】

通水開始: 4月21日

通水終了: 9月29日(予定)

災害時には通水を緊急停止することがあります！

地震や台風などの災害時は通水を緊急停止することがあります。
施設の安全確認を行い通水を再開しますので、時間がかかる場合があります。
※災害後、用水路内に飛来物等を見つけた方はご連絡ください。

令和5年度 一般会計決算

収 入 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 収 入	250,200,057
2	附 帯 事 業 収 入	1,154,618
3	基 本 財 産 運 用 収 入	49,071
4	特 定 資 産 運 用 収 入	2,266,623
5	補 助 金 等 収 入	4,424,000
6	交 付 金 収 入	0
7	雑 収 入	67,873
8	借 入 金 収 入	23,800,000
9	基 本 財 産 取 崩 収 入	3,600
10	特 定 資 産 取 崩 収 入	17,893,683
11	固 定 資 産 売 却 収 入	0
12	繰 越 金	28,986,063
	合 計	328,845,588

支 出 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 費 支 出	28,738,623
2	附 帯 事 業 費 支 出	98,738
3	一 般 管 理 費 支 出	59,050,797
4	土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	38,093,006
5	借 入 金 返 済 支 出	150,564,840
6	支 払 利 息	20,736,463
7	固 定 資 産 取 得 支 出	4,125,000
8	基 本 財 産 積 立 支 出	13,091
9	特 定 資 産 積 立 支 出	11,893,362
10	雑 支 出	0
11	繰 越 金	15,531,668
12	予 備 費	0
	合 計	328,845,588

令和5年度 財務状況（貸借対照表）

(単位:円)		
資産の部	科 目	金 額
	流動資産（現金等）	16,808,180
	固定資産	
	基本財産	52,272,384
	転用決済金積立資産	675,006,275
	職員退職給付引当積立資産	26,179,011
	造林事業積立資産	622,886
	所有土地改良施設	4,097,073,786
	土地改良施設用地等	128,008
	受託土地改良施設使用収益権	2
	その他固定資産	124,765,509
	合 計	4,992,856,041

(単位:円)		
負債の部	科 目	金 額
	流動負債（短期借入金等）	148,515,937
	固定負債	
	公庫資金等長期借入金	866,585,082
	その他の長期借入金	146,393,725
	職員退職給付引当金	29,009,292
	役員退任慰労引当金	1,500,000
	合 計	1,192,004,036
正味財産	指定正味財産	3,322,845,573
	一般正味財産	478,006,432
	合 計	3,800,852,005
	負債及び正味財産合計	4,992,856,041

※令和5年度会計は令和6年10月4日開催の臨時総代会において承認されました。
令和6年度会計決算は10月開催の総代会に諮る予定ですので、次の「寺谷用水だより」に掲載いたします。

令和7年度 一般会計予算

収 入 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 収 入	250,640,000
2	附 帯 事 業 収 入	5,500,000
3	基 本 財 産 運 用 収 入	40,000
4	特 定 資 産 運 用 収 入	2,220,000
5	補 助 金 等 収 入	220,000
6	交 付 金 収 入	10,000
7	雑 収 入	210,000
8	借 入 金 収 入	40,520,000
9	基 本 財 産 取 崩 収 入	10,000
10	特 定 資 産 取 崩 収 入	41,200,000
11	固 定 資 産 売 却 収 入	10,000
12	繰 越 金	10,000,000
	合 計	350,580,000

支 出		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 費 支 出	28,230,000
2	附 帯 事 業 費 支 出	1,500,000
3	一 般 管 理 費 支 出	93,310,000
4	土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	58,710,000
5	借 入 金 返 済 支 出	134,420,000
6	支 払 利 息	15,450,000
7	固 定 資 産 取 得 支 出	720,000
8	基 本 財 産 積 立 支 出	10,000
9	特 定 資 産 積 立 支 出	12,200,000
10	雑 支 出	100,000
11	繰 越 金	4,500,000
12	予 備 費	1,430,000
	合 計	350,580,000

賦課金と決済金について

賦課金とは



賦課金は、土地改良区が農業用施設を維持管理するための費用と、施設の改修工事等の経費などに充てられるものです。土地改良法第36条に基づき、**当土地改良区受益地であれば耕作の有無に関わらず対象**となります。水道料金のように使用量に応じて支払う代金ではありません。

現況が田以外の状況（転作含）でも脱退手続きをされない限り対象となります。

賦課金が未納になっている受益地を相続や売買等で取得した場合、新組合員に納入義務が生じます。（土地改良法第42条第1項に基づく権利義務の承継）

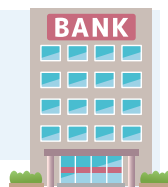
寺谷用水土地改良区賦課金（組合費）について	
令和7年度単価	3,300 円／10 a (3.3 円／㎡) ※ 総代会議決による
納入時期	令和7年11月1日～11月30日（口座振替の方は末日引落） ※ 徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたるときは翌日となります。

取扱金融機関

賦課金の納入は口座振替をご利用ください

- ・遠州中央農業協同組合
- ・浜松磐田信用金庫
- ・静岡銀行
- ・ゆうちょ銀行

約9割の方にご利用いただいています。簡単な手続きですでお気軽にお問い合わせください



決済金とは



決済金は、土地改良法第42条第2項に基づき、受益地を農地転用等（下記の事例を参考）する場合に納付が必要です。

施設の維持管理にかかる費用は、農地が減少しても大きく変わりません。**残された土地（組合員）にかかる負担が増えてしまわないよう農地転用等の際、納めていただくものです。**

決済金（脱退手続き）について	
令和7年度単価	田 320 円／㎡（畑かん地区の畑は田の3分の1）事務手数料 1,000 円／1件 ※ 総代会議決による
事例 手続きが必要となる場合	農地転用し、宅地等として使用する場合。 利用目的を変更し、畑（温室含）として使用する場合。 磐田市役所等に寄付する場合。 公共事業等により用地買収される場合。 買収の場合誰が（地権者もしくは事業主）決済金を納めるのかはっきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。

こんなときは届出が必要です



土地改良法第43条などにより、組合員の名前等に変更があった場合は登記手続きに加え、当土地改良区への届出が必要です。（下記の事例を参考）

ご不明な点があればお問い合わせください。

事例 手続きが必要となる場合

- ・組合員ご本人がお亡くなりになった場合
- ・住所や氏名に変更があった場合
- ・農業者年金による経営移譲の手続きを行った場合など



よくある質問はHPに掲載されていますので、ご覧ください。

天竜川の恵みに感謝

平成24年度から磐田用水東部土地改良区と合同で取り組む『感謝米』活動は、天竜川の恵みを受ける私たちが、水源地を守る上流地域の方々へ感謝の思いを込めて組合員から提供いただいた新米を毎年寄贈している活動です。

感謝米は福祉施設や学校の給食として使われています。

本年度も実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



おいしく感謝米を食べている様子



特別養護老人ホームへ贈呈

令和6年度 感謝米贈呈実績 (1俵=60kg)

寺谷用水	磐田用水	合計
26.5俵	25俵	51.5俵

感謝米贈呈先

天竜森林組合

水窪町森林組合

長野県駒ヶ根市

長野県喬木村

長野県塩尻市



喬木村の小中学生より お礼の手紙

トピックス

親子バスツアーを開催しました！

令和6年11月10日に磐田市寺谷用水地域活性化協議会(当土地改良区・磐田市・静岡県との協議会)主催の親子バスツアーを開催しました。多くの参加者が、寺谷用水の施設見学や農業機械乗車体験を通じ、地域の農業を身近に感じる機会を設けることが出来ました。



出張講座を行いました！

令和6年11月7日に磐田南小学校の4年生を対象に出張講座を行いました。

多くの子供たちに「農業」や「農業用施設」に関心を持っていただくことは大変ありがたいことです。

今後もこのような活動を続けてまいります。



表彰関係



去る令和7年3月18日に開催された静岡県土地改良事業団体連合会第68回通常総会において、松下優子(職員)の土地改良事業に対する永年の努力が認められ功労者として表彰されました。

お知らせ

パンフレットやマンガなどの冊子がホームページに掲載されていますので、是非ご覧ください。



寺谷用水土地改良区
パンフレット



世界かんがい施設遺産
パンフレット



マンガ